

輸出差止申立て等又は輸入差止申立て等に係る損害賠償供託金に
関する規則の一部を改正する省令案要旨

- 1 工業標準化法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととする。
- 2 この省令は、令和元年7月1日から施行することとする。